

筑波大学アーカイブズだより

第 8 号

2024年11月30日 筑波大学アーカイブズ編集・発行

新館長に就任して

館長 三谷 芳幸

2016年4月の設置以来、8年にわたって館長を務めてきた中野目徹教授のあとを受けて、本年4月に筑波大学アーカイブズの館長に就任しました。近現代史研究とかかわりの深い大学アーカイブズという組織において、私のような古代史研究者が「長」たる職に就くのは、きわめて異例のことと思われまふ。私に課せられた役目は、中野目前館長がゼロから築きあげた本アーカイブズの体制を、将来に橋渡しすることであると考へていまふ。皆さまには、何卒ご指導・ご鞭撻くださいますよう、お願い申し上げます。

去る6月7日、東京都千代田区のベルサール九段において令和6年度全国公文書館長会議が開かれ、私も新米館長として本アーカイブズ専門職員とともに参加しました。国立公文書館長と内閣府大臣官房公文書管理課長による冒頭の挨拶では、現在進行中の新たな国立公文書館の建設計画について言及があり、国会前庭（憲政記念館敷地）にできる新館では展示が大きく拡充されることなどが説明されました。内閣府の公表資料によると、「前近代から現代に至る我が国の歩みに関する展示を行う」とのことで、国の公文書館がどのような歴史を提示するのか、興味を引かれるものがあります。

個別報告では、令和2年度から運用されている認証アーキビスト制度のしくみが紹介され、また令和6年度から新たに認定がはじまった准認証アーキビストについても、要点の説明がありました。認証/准認証アーキビストになるには、アーキビストに求められる「知識・技能等」を備えている必要がありますが、筑波大学大学院にはこの要件を充足するための科目が設けられており、本アーカイブズ教員はその基幹的な部分を担っています。

そのほか、重要なトピックとして公文書の電子的管理に関する報告があり、紙を前提としたこれまでの公文書管理のあり方が見直され、デジタル時代に対応した新たな管理システムの構築が進められている現状が紹介されました。行政機関における文書の作成・保存から国立公文書館への移管までを一貫して電子媒体で行うしくみが目指されていること、そのために必要な「標準的フォーマット」が検討されていることなどを知ることができました。筑波大学が国立大学法人であり、本アーカイブズがいわゆる公文書管理法の定める「国立公文書館等」のひとつである以上、こうした国レベルの動向と無関係であることはできないでしょう。

「国立公文書館等」としての本アーカイブズには、「特定歴史公文書等」として、大学法人からの移管資料や団体・個人からの寄贈資料を受け入れる役割があります。所蔵資料の質と量を充実させ、アーカイブズとしての機能をさらに高めるためには、皆さまのご理解とご助力が欠かせません。今後とも、本アーカイブズにご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



移管文書の公開

筑波大学アーカイブズ専門職員 北村 照夫

アーカイブズが設置されて8年半が過ぎたが「アーカイブズに文書を移管するとすぐに公開されてしまう」と誤解している職員が多いようである。アーカイブズを実際に訪れたことのある人が少ないこともあり、図書館と同じように利用者が書庫に入って自由に閲覧できると勘違いしている節もある。そこでその誤解を解くために、アーカイブズにおける特定歴史公文書（移管された法人文書と前身校などに関する歴史資料）の公開及び利用手続きについて丁寧に説明したい。

法人文書がアーカイブズに移管されると、規定により1年以内に目録を公開することになっているが、決して文書そのものが無条件に公開されるわけではない。目録には、Excelシート1行に1件ずつ識別番号（識別を容易にするために必要な番号等）、名称、作成年月日、収録年月日、分類、媒体の種別、数量、作成部局、保存場所、利用制限区分等が記入されている。ここで、「利用制限区分」が「全部利用」「一部利用」と記載されている資料は簡易な手続きで閲覧できるが、多くの移管文書は「要審査」となっており、所定の手続きを踏んで審査を経ることになるため、その結果の通知を受け取ってはじめて閲覧することができる（表1）。

表1 移管文書の利用の手続き

利用制限区分	利用申請	閲覧（閲覧室にて）
全部利用 一部利用	簡易閲覧申込	当日利用可能
要審査	利用請求書	利用決定通知により 後日閲覧

それでは要審査の場合、閲覧までの流れはどのようになっているのか。資料を利用したい人は、所定の利用請求書に、氏名、住所、連絡先とともに、目録を確認して識別番号と資料の名称を記載して申し込む。アーカイブズは、利用請求書を受理すると、審査を行って原則30日以内に利用決定の通知をしなければならない。審査は、アーカイブズの教員が主に担当し、個人情報や要配慮個人情報、或いは法人に不利益となる情報がないかなどの観点で行われる。明治・大正期の前身校の史料では、さらに古文書を読み解く技量が必要となる。審査の結果、もし利用制限をすべき箇所があれば、その理由を付して決定通知を行い、利用制限すべき箇所以外について閲覧に供することとなる。

この審査については、「筑波大学アーカイブズにおける利用請求に対する処分に係る審査基準」（平成29年1月11日館長決定）に基本方針や具体的な判断基準が定められている。現用文書の情報開示請求の場合と

大きく異なるポイントは、「時の経過を考慮する」（公文書等の管理に関する法律第16条第2項）という点である。これは、文書が作成又は取得された時からの年数を考慮するという考え方で、審査基準の最後に別表「30年を経過した特定歴史公文書等に記載されている個人情報について」を付し、一定の期間（目安）が経過したかどうかによって利用制限すべきかどうかを検討することとしている。

たとえば、一般的な個人情報の場合、当該個人の利益を害するおそれがあると認められるものとして、学歴、採用・任免、人事記録などは50年と整理されている。次に、重要な個人情報の場合、信仰、思想、伝染病の疾病、刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）などは80年、さらに当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれが認められるものとして、刑法等の犯罪歴（禁固以上の刑）の場合は110年、重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態の判断に当たっては、「一定の期間」は140年を目途とする、としている。

実際にこれらの基準に従い、明治・大正期の高等師範学校、東京高等師範学校の人事記録について利用請求があった際に、利用制限すべき部分を袋とじにして当該箇所は閲覧できないようにして利用に供した。

以上、説明がやや詳細になったが、要は、慎重な審査を経て利用に供しているのであって、安易に公開しているのではないという実状をご理解いただければ幸いです。

なお、移管した部局（以下、移管元部局という）にとってもメリットがあることを最後に述べたい。各部署で常時利用する過去の文書はせいぜい数年間のものが多く、保存期間を延長していつまでも事務室に置いておくとスペースが足りなくなる。移管した文書は、移管元部局からの利用に対しては、簡易な手続きで閲覧ができるだけでなく、貸出しも可能である。いわば、アーカイブズを書庫代わりとして利用することができるわけで、実際にそのように理解して毎年移管を積極的に進めてくださる担当者もいる。このように、賢くアーカイブズを活用していただけると担当としては嬉しい限りである。



活動報告

ICA-PAAGについて

ICA (International Council on Archives 国際アーカイブズ評議会) の組織図には、プログラム委員会 (PCOM: Programme Commission) のもと、11の専門家グループがある。そのひとつ写真・視聴覚アーカイブズのワーキンググループ (PAAG: Photographic and Audiovisual Archives Working Group) に筆者は2024年4月から参加することとなった。その経緯は、年初にPCOMから7つの専門家グループが新メンバーを募集するというお知らせがあり、経歴と自分の専門性についてひとこと加えてメールで応募したところ、4年間の任期で選任された。専門性と言っても、古写真資料の整理や博物館資料保存論を大学院で担当した経験、日本映像アーキビスト協会や国際博物館会議の会員といった程度だが、チェアの David Iglésias Franchさんと2023年10月開催のICAアブダビ大会でお話する機会があり、アジアからの参加を望んでいることを知ったので応募した。大会中のICA 各分会・専門家グループ紹介の際、「標準はカタロニアが策定している」とPAAGのチェアが述べていたことが印象に残っている。ちなみに2025年の大会はカタロニア (スペインの自治州) のバルセロナで開催される。

PAAGの現在のメンバーは15人でその多くは国立公文書館の写真部門の専門家である。国立公文書館に写真資料、映像資料を取り扱う部署があるのだ。あるいは大学の研究者である。スペイン、フランス、ラトビア、カナダ、米国、南アフリカ、インドネシア、ブラジル、コロンビアから参加している。

PAAGが現在取り組んでいるプロジェクトは、1) 写真・視聴覚資料記録の記述規則 (*Rules for Describing Photographic and Audiovisual Records*) の作成、2) ショートガイドの作成 (既に8冊刊行)、3) この分野で活躍する人々へのインタビュー (Beyond Theory)、の3つがあり、加えて写真・動画の保存やデジタル化などに関するウェビナーも実施している。そのなかで目下、最重要なのが1) の*Rules*の完成である。*Rules* は、PCOMの支援で、カタロニア語から英語に翻訳され、最終段階にあるが、13のカテゴリー (文化遺産、都市空間、景観と自然現象、スポーツ、イベントとニュース、広告、ポートレート、ポストカード、産業写真、芸術写真、テレビ番組、映画とテレビドラマ、ビデオクリップ) の例として用いる写真や動画を世界中から集めたい、という。今回、記述の対象は、タイトルとキャプションで、条件はアーカイブズ所蔵で、ある程度高精細で、フリー・ドメインクリエイティブ・コモンズというCCBYの利

筑波大学アーカイブズ研究員 筒井 弥生



PAAGに提供された筑波大学北部地区の航空写真 (1979年3月)

用条件にあるものが望ましい。そこで筑波大学アーカイブズと相談し、写真画像の提供をおこなった。

筑波大学アーカイブズの写真資料については、『筑波大学アーカイブズだより』第7号で紹介され、目録も公開されている。『創基百五十一年筑波大学五十年史』図説編を参考に、何冊か写真アルバムを閲覧し、撮影した。その中から3点に絞って撮影画像データの利用をお願いした。利用請求に応じて閲覧室内で公開している写真資料ではあるが、全世界からアクセス可能なサーバーに置くことに対しては、起案文書を作成していただき、決裁を仰いだ。この3枚に加えて、画像をCCBYで公開している宮内公文書館の所蔵資料から選んだ。なお、動画については、国立映画アーカイブが公開しているものは、ストリーミングによるので適用が難しく、またジャパン・サーチを利用条件で検索したがアーカイブズ機関のものは見当たらず、提出を見送った。

ウェビナーについては、10月27日の世界視聴覚遺産の日を記念して、今年は3つ開催され、そのうちのひとつは、カナダ国立図書館公文書館の『*Lingua franca* 写真資料の保存修復家のための共通言語』の紹介だった。このほか、2年間の時限プロジェクトであるEUreka 3Dとの共催プログラムやスポーツ部会との共催イベントもある。

アーカイブズ資料といえば、文書資料を思い浮かべるが、実際には写真や視聴覚資料なども含まれ、その保存そしてデジタルプリザベーションは喫緊の課題である。世界で知恵を出し合って解決に向くよう、PAAGチェアの所属するジローナというカタロニアの基礎的自治体アーカイブの写真・視聴覚資料部門からの発信を中心に、PAAGは活発に活動している。

業務日誌 (抄) 2023年11月～2024年10月

2023

- 11.17 榎本晋也氏から榎本晋也関係文書の寄贈を受ける。
- 11.30 「筑波大学アーカイブズだより」第7号を発行。
- 12. 6 第11回筑波大学50年史編纂室員会議を開催(ハイブリッド)。
- 12.13 第22回運営委員会を開催。
- 12.28 鈴木明哲氏から鈴木圓藏関係文書の寄贈を受ける。

2024

- 1.25 榎本晋也氏から榎本晋也関係文書(追加)の寄贈を受ける。
- 1.31 監査室ほか14組織から資料を受け入れる。
- 2. 8 吉川敦氏から吉川逸治関係文書の寄贈を受ける。
- 3. 8 企画評価室ほか16組織から資料を受け入れる。
- 3.13 第23回運営委員会を開催。
- 3.14 田島淳史氏から田島淳史関係文書の寄贈を受ける。
- 3.22 広報局ほか3組織から資料を受け入れる。
- 3.28 ヒューマンエンパワーメント推進局ほか3組織から資料を受け入れる。
- 4. 1 三谷芳幸教授が新館長に就任。

- 4. 1 筑波大学50年史編纂室に山本祐麻特任研究員を採用。
- 5.15 第24回運営委員会を開催。
- 5.29 第12回筑波大学50年史編纂室員会議を開催(ハイブリッド)。
- 5.30 第7回筑波大学50年史編纂委員会を開催。
- 5.31 「筑波大学アーカイブズ年報」第7号を発行。
- 6. 7 全国公文書館長会議に三谷館長・北村専門職員出席のため出張。
- 7. 3 附属図書館ボランティアのフォローアップ研修に伴う施設見学(13名)への対応。
- 7. 9 人文学類から人文学類卒論を受け入れる。
- 7. 9 大嶋建一氏から名誉教授の会関係文書の寄贈を受ける。
- 7.24 福田滋氏から筑波学都資金財団関係文書の寄贈を受ける。
- 8. 8 附属小学校・附属中学校に山本特任研究員が史料調査のため出張。
- 8.23 東京都公文書館に山本特任研究員が史料調査のため出張。
- 9.19 宮崎まゆみ氏から齋賀秀夫関係文書の寄贈を受ける。
- 9.30 第13回筑波大学50年史編纂室員会議を開催。
- 10. 8 第8回筑波大学50年史編纂委員会を開催。

資料の受入れ 2023年11月～2024年10月

■特定歴史公文書等：移管資料

企画評価室、広報局、国際局グローバル・コモンズ、ヒューマンエンパワーメント推進局、監査室、コンプライアンス・ハラスメント対策室、総務部総務課、総務部リスク・安全管理課、総務部人事課、総務部組織・職員課、財務部財務企画課、財務部資金調達・運用課、教育推進部教育推進課、教育推進部教育機構支援課、教育推進部社会連携課、学生部学生生活課、学生部学生交流課、研究推進部研究企画課、研究推進部外部資金課、産学連携部産学連携企画課、学術情報部情報企画課、学術情報部アカデミックサポート課、学術情報部情報基盤課、病院総務部総務課、病院総務部品質・安全管理課、東京キャンパス事務部学校支援課、東京キャンパス事務部企画推進課、人文社会エリア支援室、社会人大学院等支援室、数理工学物質エリア支援室、システム情報エリア支援室、人間エリア支援室、体育芸術エリア支援室、医学医療エリア支援室、図書館情報エリア支援室、人文学類

■特定歴史公文書等：寄贈資料

榎本晋也、鈴木明哲、吉川敦、田島淳史、大嶋建一、福田滋、宮崎まゆみ

■参考資料

学内

生存ダイナミクス研究センター、研究基盤総合センター工作部門、附属小学校、日本近代史研究会

学外

国立公文書館、宮内庁書陵部、外務省外交史料館、北海道大学大学文書館、東北大学学術資源研究公開センター史料館、東京大学文書館、東京外国語大学文書館、東海国立大学機構大学文書資料室、京都大学文書館、大阪大学アーカイブズ、神戸大学大学文書史料室、広島大学文書館、防衛省防衛研究所、国立国会図書館、国立国会図書館関西館、北海道大学150年史編纂室、東京大学百五十年史編纂室、一橋大学創立150年史準備室、愛知教育大学、大阪公立大学大学史資料室、福島県歴史資料館、茨城県立歴史館、千葉県文書館、東京都公文書館、神奈川県立公文書館、新潟県立文書館、富山県公文書館、福井県文書館、愛知県公文書館、三重県総合博物館、京都府立京都学・歴史館、和歌山県立文書館、岡山県立記録資料館、広島県立文書館、山口県文書館、高知県立公文書館、福岡共同公文書館、沖縄県公文書館、札幌市公文書館、相模原市立公文書館、広島市公文書館、大仙市アーカイブズ、常陸大宮市文書館、武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館、藤沢市文書館、寒川文書館、安曇野市文書館、天草市立天草アーカイブズ、東海大学学園史資料センター、慶應義塾福澤研究センター、福澤諭吉記念慶應義塾史展示館、日本大学広報部広報課(大学史)、法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズ、明治大学史資料センター、関西大学年史編纂室、早稲田大学歴史館、帝京大学総合博物館、川村学園、福岡女子大学、茨城地方史研究会、新潟県歴史資料保存活用連絡協議会、富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会、公益財団法人渋沢栄一記念財団、わだつみのこえ記念館、歴史人類学会(敬称略)

筑波大学アーカイブズ

〒305-8577

茨城県つくば市天王台1-1-1

電話：029-853-4127(代表)

メール：univ-archives@un.tsukuba.ac.jp

H P：https://archives.tsukuba.ac.jp/

つくば駅からアーカイブズまでのアクセス

【バス】

「つくばセンター」から関東鉄道バス「筑波大学循環」に乗車後約10分、「第一エリア前」で下車、その後徒歩約2分

【お車】

駐車場もございますので、お車でございましたことできます(数に限りあり)。

